

第3回林地台帳の整備に係る事務レベル検討会 議事概要

1. 日 時 平成28年11月28日 13時30分～15時30分
2. 場 所 林野庁 A・B会議室
3. 議 題 ・林地台帳運用マニュアルについて
・その他
4. 出席者 別紙のとおり
5. 議事概要

議事次第に基づき事務局から説明し、意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。

・林地台帳運用マニュアルについて

（北海道）

- 所有者本人による林地台帳情報の確認の目的は、施業集約化に限定するのか。「施業集約化」以外の目的で所有者情報を得たい事業者が、所有者本人に申請させ情報を入手し目的外利用するおそれがあるのではないか。
- 施業集約化をする者に対して個人情報を含む情報提供が「できる」旨を森林法施行令に定めることを検討しているとのことだが、市町村の判断で情報提供を行わないことも可能か。
- 情報提供対象者のうち、所有者本人等から森林施業等の委託を受けた者については、売買・開発目的で本人と契約した事業者を除くため、森林経営計画の認定を受けた者等対象者を限定すべきである。
- 申請時に求める本人確認書類について、法人の場合に必要なものも示しておく必要がある。
- 地図修正の申出についての記載が必要である。
- 閲覧では所有者情報は非公表のため、所有者本人も情報を確認できないため、修正申出ができないのではないか。
- 地図の更新には経費や手間がかかるため、頻度は市町村の裁量で決めることができるようにすべき。
- 制度の周知にあたっては、森林所有者届出と同様に国でチラシを作って配布して欲しい。

（千葉県）

- 代理人による情報提供申請の可否について明確にして欲しい。
- 情報提供の目的は施業集約化であることを明記して欲しい。
- 公表にあたって写しの交付をしないのであれば、申請者に第三者への提供を禁止することまで求める必要はないのではないか。
- 所有者本人からの修正申出について、市町村が修正の可否を判断する基準を示して欲しい。

（宮崎県）

- 現に所有している者欄の情報については、住民基本台帳や課税情報などの情報元に応じて情報提供を制限することになるのか。
- 代理人申請の取扱いを明記して欲しい。
- 所有者本人に対する情報提供も、施業集約化を目的とする場合に限定するのか。
- 土地の所有者と森林所有者が異なる場合の情報提供についても明記して欲しい。
- 施業集約化の担い手への情報提供は、申請のあった範囲全てを提供できるのか、集約化を行うおうとする範囲のみとするのか。
- 市町村による修正作業に対する財政支援をお願いしたい。
- 所有者本人から地図の修正申出があった場合の取扱いを記載して欲しい。
- 地図の更新作業について、市町村が地図の修正等を外部に委託することを想定した記載内容を追加して欲しい。

（飯田市）

- 開発目的など施業集約化以外の目的で閲覧申請があった場合の対応について、詳細に記載して欲しい。

- 法人による情報提供申請の場合の、法人内での情報の利用について記載が必要である。
- 公表に際して、写しの交付を求められた場合や、郵送、FAX、メールによる申請を求められた場合の対応方法について記載して欲しい。
- 時間的な視点からの記載も必要である。申請後直ちに閲覧するのか、後日の閲覧を可とするか。情報提供の場合は写しや電子データの準備に要する期間を考慮すると、後日受渡しをするといったことの可否についても記載して欲しい。
- 地図修正について、本人修正申出により修正可能な場合や、支援交付金・境界明確化の結果を活用して修正する場合などについて記載を充実して欲しい。

（長浜市）

- 地図に地番界が記載されていない場合、所有森林や隣接する森林を窓口で確認できず隣接所有者であることの判断ができない。
- 所有者本人から委任された弁護士や司法書士による情報提供申請、同居人や親族による代理申請への対応を記載する必要がある。
- 定期的な情報更新は多岐にわたるため、都道府県による市町村への指導をお願いしたい。
- 公表と情報提供について、対象や手続きの違いが一覧表でわかると担当者は理解しやすい。

（岩手町）

- 身体的理由で来庁困難な者もいるため、本人から委任された者への情報提供を認めるべき。
- 対象森林が市町村界に所在する場合もあるので、情報提供先に隣接市町村を含めて欲しい。
- 市町村の裁量で、台帳地図に所有者、面積、地目等を記載して情報提供してもよい。
- 事務処理の労務負担軽減のため、情報提供の交付目的が不適であれば不受理とできないか。
- 都道府県からの情報提供申請の場合、申請者である知事の本人確認は必要か。
- 情報更新作業やシステム整備費用等、林地台帳の管理費用への財政的支援をお願いする。
- 地籍界に不服のある者からの地図修正申出があった場合、どのような判断基準で修正を行うべきか。また、修正申出の受理後、市町村が現地確認を行う必要はあるか。
- 地方公務員法で守秘義務が規定されているので、都道府県・市町村内の情報の取扱いにあたり守秘義務に関する誓約書を提出する必要はない。
- 税務情報の提供について、市町村の担当部局間で合意していても、監督署等の指導で取りやめとならないよう、林野庁と総務省・法務省とで連携を図って欲しい。
- 全市町村での平成31年4月公表が可能か不安である。公表時期の延期を検討してほしい。

（十津川村）

- 情報提供の対象者に、新規に森林経営計画を立てようとする者を含めるべき。
- 他都道府県に隣接する市町村もあるので、情報提供対象者に隣接都道府県の森林経営計画作成者を含めるべき。
- 登記簿異動情報は、特定の大字ではなく、市町村全域について取得すべきではないか。
- 森林の流動化を促進することが重要である中、森林の売買が不適切であるといった記載があるのはなぜか。

（大豊町）

- 公表・情報提供について、申請者用の要領が必要ではないか
- 市町村の判断で任意に記載事項を追加して管理してよい。

（林野庁）

- 公表は閲覧を基本とするが、市町村毎に行政情報の取扱いに関する考え方が異なることから、市町村の判断で写しの交付を行うことを妨げるものではない。
- 公表にあたって写しの交付を行う場合には、郵送等による申請も可とする。
- 情報元に応じて公表又は情報提供の際の手続きや取扱いを変えることはしない。
- 所有者本人に対する情報提供は、適切な森林施業の実施又は森林施業の集約化を目的とする場合について行うこととしており、所有者本人による情報提供の申請は、適切な森林施業の実施として行うことが可能。
- 施業集約化の担い手に対しては、申請に応じて一定区域の情報をまとめて提供することもできることとする。

- 開発目的で閲覧の申請があった場合には、林地台帳情報を利用する際の留意点を説明するとともに、林地開発許可制度等についても併せて説明する。
- 法人が情報提供の申請を行う場合の手続きや、提供を受けた情報の法人内での利用について運用マニュアルに記載する。
- 代理人や委任を受けた者による申請については、市町村の個人情報保護条例を見てみると、代理人等が個人情報を見ることができる場合、できない場合など、個人情報の取扱いが様々であることから、各自治体の条例等を踏まえて対応を検討いただきたいと考えている。
- 隣接都道府県において経営計画の認定を受けている者や、新規に森林経営計画の認定を受けようとする者については林地台帳の閲覧が可能であり、まずは、こうした情報を活用して当該都道府県内で森林経営計画の認定を受けていただき、その後、情報提供の申請を行っていただきたいと考えている。
- 更新頻度について基本的な考え方を示しているが、市町村の判断により適当な頻度で更新を行うことも可能である。
- 閲覧、情報提供のタイミングについては、閲覧の場合は申請日に、情報提供の場合は電子データ等の準備に時間を要する場合があることから申請日又は後日に行うこと基本に、運用マニュアルに記載したい。
- 都道府県への情報提供においては、申請書の提出等の手続きを不要とする考えである。
- 地図の境界線は地籍図の地番界であり、所有者本人からの申出により修正を行うと地籍図と齟齬が生じるため、申出による地図の境界や外縁の修正は出来ないと考えている。地図の修正申出への対応や他の情報を使った地図の更新について運用マニュアルに記載したい。
- 地番界が記載されていない場合は、隣接所有者であるか判断できないため、隣接所有者への情報提供は出来ないと考えている。
- 森林は売買や保有に制限がないため、原野商法のような投機目的で売買が行われた結果、森林整備に支障が生じるといったことが懸念されていることをわかりやすく記載したい。
- 林地台帳の運用等に関する市町村担当者の理解が深まるよう、作成中の運用マニュアルや関係通知について都道府県から市町村に説明をお願いしたいと考えている。
- 平成30年度末までに林地台帳を整備することは変わらないが、地域における準備状況を把握しつつ、様々な形でフォローしていきたい。また、効率的な情報の更新等に向けて、引き続き関係府省とも調整を行う考えである。
- 本日の意見を踏まえ所要の修正をした上で、第3回協議の場において説明し、運用マニュアルを完成させたい。

別紙

北海道	水産林務部林務局森林計画課
千葉県	農林水産部森林課
宮崎県	環境森林部森林経営課
飯田市	産業経済部林務課
長浜市	産業観光部森林整備課
岩手町	農林環境課
十津川村	農林課
大豊町	プロジェクト推進室
林野庁	森林整備部計画課